

社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会
ヘルパーセンターほほえみ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）ヘルパーセンターほほえみ（以下、「本事業所」という。）が実施する指定居宅介護サービス事業・訪問介護（以下、「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態等にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、生活全般にわたる援助を行う。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
- 3 事業の運営にあたっては、京丹波町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び、福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 上記のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第37号）」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人京丹波町社会福祉協議会ヘルパーセンターほほえみ
- 二 所在地 京都府船井郡京丹波町和田田中6番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
本会の訪問介護等の管理、業務の実施状況を把握し、その適正実施に努める。
- 二 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、相談、訪問介護計画の作成などを行う。
- 三 訪問介護員等（管理者・サ責含む）
常勤職員 3名以上
登録ヘルパー 5名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

- 一 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。
- 三 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。また、訪問活動についても、相談に応じる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に表示の割合額とする。(1割及び2割及び3割いずれかの額)

- 一 身体介護に関する内容
移動、入浴、排泄、食事介助等の身体の介護
- 二 生活援助に関する内容
掃除、洗濯、調理等の生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 町の境界を越えた地点を起点とし、片道5キロメートル未満 500円
- (2) 町の境界を越えた地点を起点とし、片道5キロメートル以上の場合、2キロメートルごとに100円加算

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、京丹波町の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告を行う。

(虐待防止のための措置)

第9条 本事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努める。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 原則として年1回以上

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年2月14日から改訂施行する。